

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案の概要

背景

(1) 現行制度

- ▶ 高度成長期において、農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、昭和46年に、農村地域への工業の導入促進を目的とする農村地域工業等導入促進法（農工法）が制定。
- ▶ 当時は雇用吸収力の高い産業であった工業等5業種（※）について、農村地域において計画的な土地利用を行うことにより、工業等の立地を促進し、新たな雇用を創出するための支援を措置。
（※ 工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）

農工法の 支援措置

土地利用上の措置

農地法の農地転用の特例、農振法の農用地区域からの除外
(第13条)

税制上の措置

個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減を対象業種に拡充（800万円を上限とする特別控除）
(第7条)

金融上の措置

日本政策金融公庫による低利融資
(第8条)

(2) 課題

産業構造が変化する中で、農業構造の改善を図ろうとする農村を維持発展させていくためには、

- ▶ 農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入
- ▶ 農村に賦存する多様な地域資源を活用した地域内発型産業の創出を促進することにより、就業の場を確保することが必要。

法案の概要

農工法の支援対象業種を、工業等に限定せず、サービス業等にも拡大。
(旧第2条第2項)
(あわせて、法律名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改称等)

関連の支援措置

- ▶ 農工法に基づく支援措置のほか、予算上の支援、業種横断的な税制措置等の関連施策の活用を推進。
- ▶ 支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を設置。